

少量危険物貯蔵取扱所 設置指導基準

制定 平成15年8月

衣浦東部広域連合消防局

改正経過

制 定	平成15年8月
一部改正	平成16年5月
一部改正	平成19年5月
一部改正	平成23年2月
一部改正	平成23年7月
一部改正	平成24年1月
一部改正	平成27年8月
全部改正	令和6年4月

凡例

本基準に使用した略称及び記号は次のとおりである。

「法」 消防法（昭和23年法律第186号）

「施行令」 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

「危規則」 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

「条例」 衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年条例第25号）

「審査基準」 危険物審査基準（衣浦東部広域連合消防局 平成30年制定）

「◆」 衣浦東部広域連合消防局の行政指導によるもの。

目次

1 一般的事項

- (1) 少量危険物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 微量危険物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (3) 少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

2 危険物数量

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い・・・・・・・・ P 1
- (2) 危険物数量の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (3) 品名又は指定数量を異にする危険物・・・・・・・・ P 3

3 届出書類

- (1) 新設及び変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

4 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準

- (1) 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- (2) 屋外の少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 7
- (3) 屋内の少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 10
- (4) 建物内の一部に設ける少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 12
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク・・・・・・・・ P 16
- (6) 地下タンクの少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 18
- (7) 移動タンクの少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 21
- (8) リチウムイオン蓄電池の少量危険物貯蔵取扱所・・・・・・・・ P 23
- (9) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23

1 一般的事項

(1) 少量危険物

少量危険物とは、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。

(2) 微量危険物

微量危険物とは、指定数量の5分の1未満の危険物をいう。

(3) 少量危険物貯蔵取扱所

少量危険物貯蔵取扱所とは、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

2 危険物数量

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲は次のとおりとする。

なお、微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

ア 屋外の場合

原則として、敷地ごととする。

ただし、耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合又は防火上安全な距離を有する場合等、実状により独立性を有していると認められる場合は、その場所ごととする。

イ 屋内の場合

原則として、建築物ごととする。

ただし、4 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（4）建物内の一部に設ける少量危険物貯蔵取扱所の基準に適合する場合は、その場所ごととする。

(2) 危険物数量の算出方法

ア 危険物の貯蔵

(ア) 容器での貯蔵

実際に貯蔵する危険物の数量を危険物数量とする。

(イ) タンク（固定的に設置された槽類等）での貯蔵

タンク容量を危険物数量とする。

イ 危険物の取り扱い

(ア) 原材料等としての取り扱い及び危険物の製造

1日に原材料等として取り扱う危険物の最大数量又は1日に製造する危険物の

最大数量の大なる方を危険物数量とする。

(イ) 設備内での取り扱い（洗浄、焼入れ、油圧、潤滑又は切削等）

1日に停滞する危険物の最大数量を危険物数量とする。

(ウ) 充填又は詰替え等の取り扱い

1日の最大注入量（詰替え量）を危険物数量とする。

なお、付属タンクがある場合は、その容量と比較し、大なる方を危険物数量とする。

(エ) 消費の取り扱い（ボイラー又は発電設備等）

ボイラー等の時間あたりの最大消費量×稼働時間を危険物数量とする。

なお、サービスタンク等がある場合は、その容量と比較し、大なる方を危険物数量とする。

ウ 危険物の取り扱いと危険物の貯蔵

危険物の取り扱いと危険物の貯蔵を同一の場所で行う場合、ア及びイにより算出したそれぞれの危険物数量を合算する。

(3) 品名又は指定数量を異にする危険物

品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合、それぞれの危険物数量を当該危険物の指定数量で割り、その値の合計が0.2以上1未満となる場合は少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

なお、危険物数量を当該危険物の指定数量で割り切れない場合は任意の位で切り上げることとする。

例 ガソリン30ℓ、灯油120ℓ、潤滑油200ℓを貯蔵する場合

類別	品名	危険物数量	指定数量	商
第4類	第1石油類 (ガソリン)	30ℓ	200ℓ	0.15
	第2石油類 (灯油)	120ℓ	1,000ℓ	0.12
	第4石油類 (潤滑油)	200ℓ	6,000ℓ	0.04※
合 計				0.31

※任意の位での切り上げのため、「0.034」、「0.0334」等も可。

3 届出書類

少量危険物貯蔵取扱所の届出については次のとおりとする。

なお、個人の住居は貯蔵し、又は取り扱う危険物が指定数量の2分の1以上の場合に届出対象となる。

- (1) 新設及び変更 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い届出書
- (2) 廃止 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い廃止届出書
- (3) 添付書類

必要に応じて、次のものを添付すること。

- ア 案内図
- イ 敷地内建物配置図
- ウ 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造、設備図（平面図、断面図等）
- エ タンク図、容量計算書、試験結果書（タンク・配管）等
- オ その他関係図面

4 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準

(1) 共通事項

ア 標識・掲示板

見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所には防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(ア) 移動タンク以外の標識及び掲示板の寸法は、幅0.3メートル以上、長さ0.

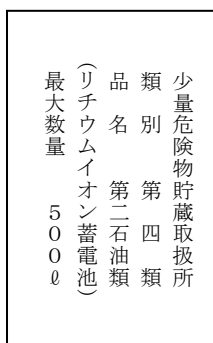
6メートル以上とし、標識の色は、地を白色、文字を黒色とし、掲示板の色は危険規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

(イ) 移動タンクには、幅0.3メートル、長さ0.3メートルの地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を設けること。

なお、標識は車両の前後に設けること。◆

(ウ) リチウムイオン蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う場所には、品名欄に「リチウムイオン蓄電池」と追記すること。◆

例



地を白色、文字を黒色



地を赤色、文字を白色



地を赤色、文字を白色



地を青色、文字を白色

イ 危険物設備

(ア) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(イ) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備の周囲に0.5メートル以上の点検スペースを設けること。◆

ウ 加熱・冷却設備

危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

エ 加熱・乾燥設備

危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

オ 加圧設備

危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

カ 熱媒体使用設備

引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

キ 電気設備

電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

ク 静電気除去

危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ケ 配管

危険物を取り扱う配管は、次によること。

(ア) 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試

験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

- (イ) 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- (ウ) 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。
- (エ) 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
- (オ) 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- (カ) 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

コ 消火設備

施行令別表第1（学校、病院、工場、百貨店、旅館及び飲食店等）に該当する屋内の少量危険物貯蔵取扱所には、施行令別表第2において適応する消火器具を設置すること。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分から、それぞれの1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置すること。

なお、少量危険物以外の要件により設置される消火器が貯蔵し、又は取り扱う危険物に適応する場合は、その消火器を兼用することができる。

施行令別表第1に該当しない屋外の少量危険物貯蔵取扱所、移動タンク及び地下タンクについても、施行令別表第2において適応する消火器具を有効に消火することができる位置に設置すること。◆

(2) 屋外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 保有空地・防火上有効な塀

屋外の少量危険物貯蔵取扱所の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

危険物の品名	容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
動植物油類以外	タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上 指定数量未満	1メートル以上
	その他の場合	指定数量の5分の1以上 2分の1未満	1メートル以上
		指定数量の2分の1以上 指定数量未満	2メートル以上
動植物油類		指定数量の5分の1以上 指定数量未満	1メートル以上

なお、防火上有効な塀は次のとおりとする。◆

(ア) 不燃材料で造ること。

(イ) 高さは1.5メートル以上とすること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5メートルを超える場合は、その高さ以上とすること。

(ウ) 幅は、空地を保有できない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

(エ) 風圧力及び地振動により容易に倒壊、破損しない構造とすること。

イ 流出防止

液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

なお、囲いを設ける場合は高さ0.15メートル以上とすること。◆

また、囲いと同等以上の効果があると認められる措置には、周囲に排水溝を設けること等がある。

ためますの寸法は0.3メートル角、深さ0.3メートル以上とし、排水溝の寸法は幅0.1メートル、深さ0.1メートル以上とすること。◆

ウ 架台

危険物を収納した容器を貯蔵する架台は不燃材料で堅固に造ること。

なお、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵することはできない。

エ 屋外に設ける危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの基準によること。

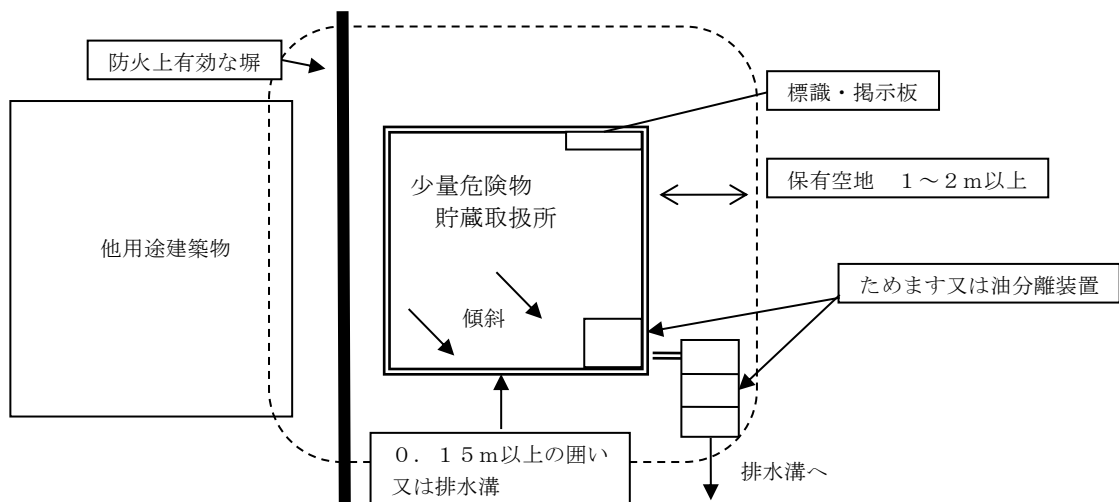
オ 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の隣接

同一敷地内で屋外の少量危険物貯蔵取扱所が隣接する場合、その相互間の保有空地は、それぞれが取るべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りる。

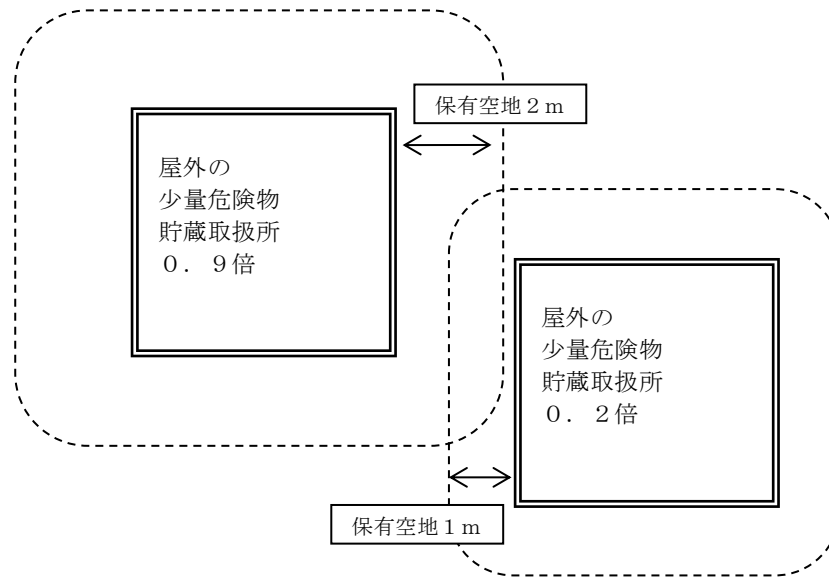
この場合、少量危険物貯蔵取扱所それぞれの危険物数量は合算しない。

カ 設置例

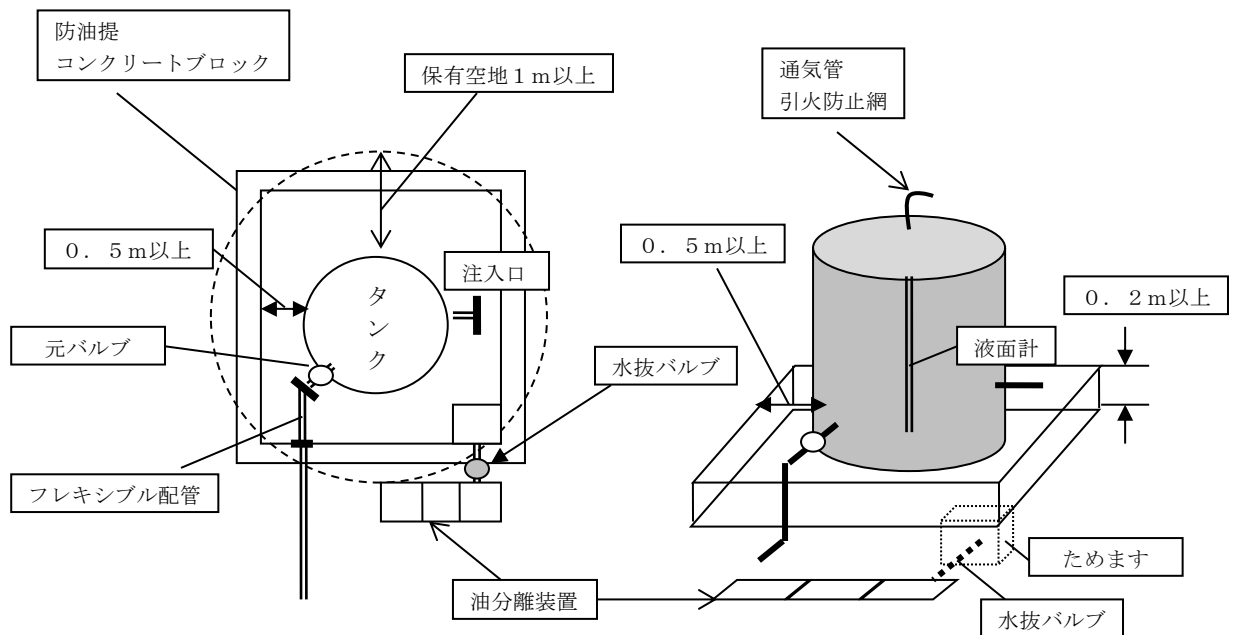
(ア) 屋外の少量危険物貯蔵取扱所



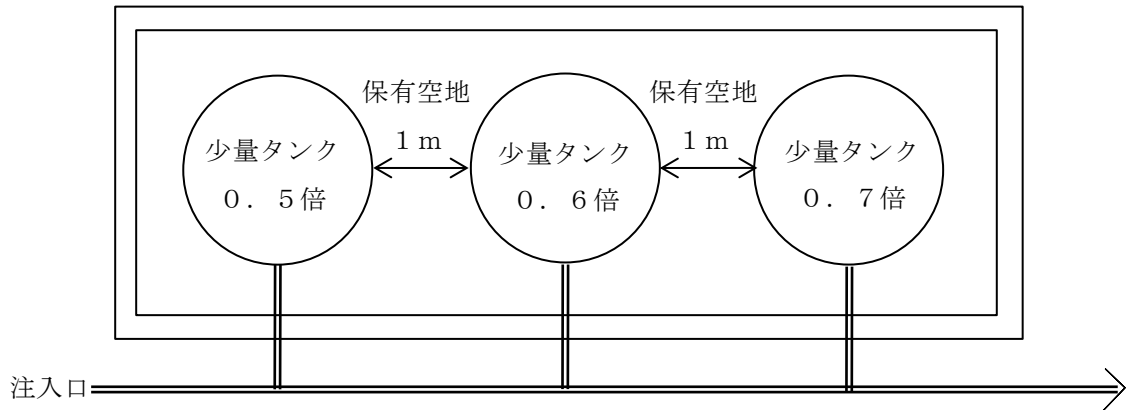
(イ) 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



(ウ) 屋外（タンク）の少量危険物貯蔵取扱所



(エ) 屋外（タンク）の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



(3) 屋内の少量危険物貯蔵取扱所

ア 建物構造

壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

イ 窓・出入口

窓及び出入口には、防火戸を設けること。

窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。◆

ウ 流出防止

液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

なお、床に傾斜をつけることが困難な場合、危険物の流出範囲を局限化するための排水溝等を設けること。

エ 架台

架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

オ 採光・照明・換気

危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設けること。

なお、換気の設定については次のとおりとする。◆

(ア) ガラリの大きさは概ね0.2メートル×0.4メートル以上とすること。

(イ) 給排気口には、40メッシュ（引火点70度以上の第4類危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は20メッシュ）の銅若しくはステンレスの引火防止網又は防

火ダンパーを設けること。

カ 排出設備

可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

(ア) 排出設備については次のとおりとする。◆

a 以下のとおり選定すること。

引火点40度未満の危険物又は引火点以上に加熱した危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合	自動強制排出設備 (防爆仕様)
引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵する場合	自動強制排出設備 又は強制排出設備

b 排出口は屋根上又は高さ4メートル以上とすること。

c オ(イ)の例により引火防止網又は防火ダンパーを設けること。

(イ) 排出設備を設ける場合、換気設備を併設する必要はない。

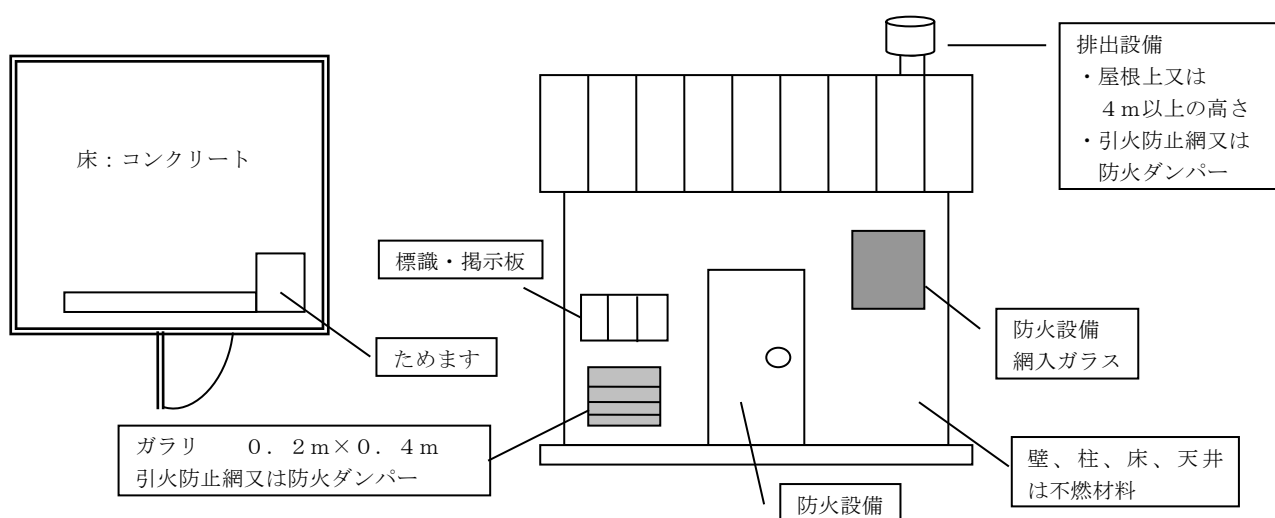
キ 屋内に設ける危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの基準によること。

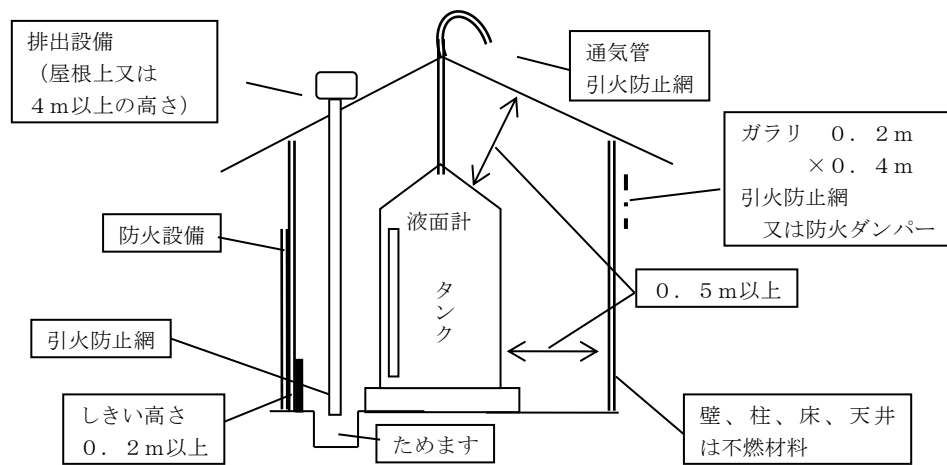
また、タンクの周囲には0.5メートル以上の点検スペースを設けること。◆

ク 設置例

(ア) 屋内の少量危険物貯蔵取扱所



(イ) 屋内（タンク）の少量危険物貯蔵取扱所



(4) 建物内の一部に設ける少量危険物貯蔵取扱所

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の限定

次のいずれかに適合する場合、当該部分をひとつの少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。（平成元年9月19日消防危第87号通知）

この場合、少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準は当該部分にのみ適用する。

また、当該部分の危険物の数量と他の部分の危険物の数量は合算しない。

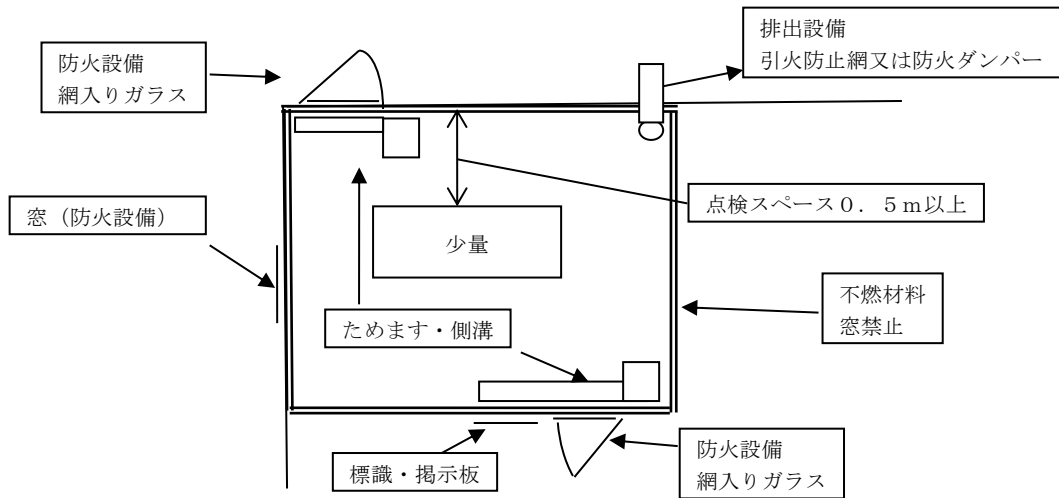
(ア) 不燃区画の少量危険物貯蔵取扱所

a 要件

危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口（出入口にはガラス（網入りガラス◆）を用いることができる。）以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。

なお、この規定は危険物の貯蔵及び危険物のあらゆる取り扱いに適用できる。

b 設置例



(イ) 設備空地の少量危険物貯蔵取扱所

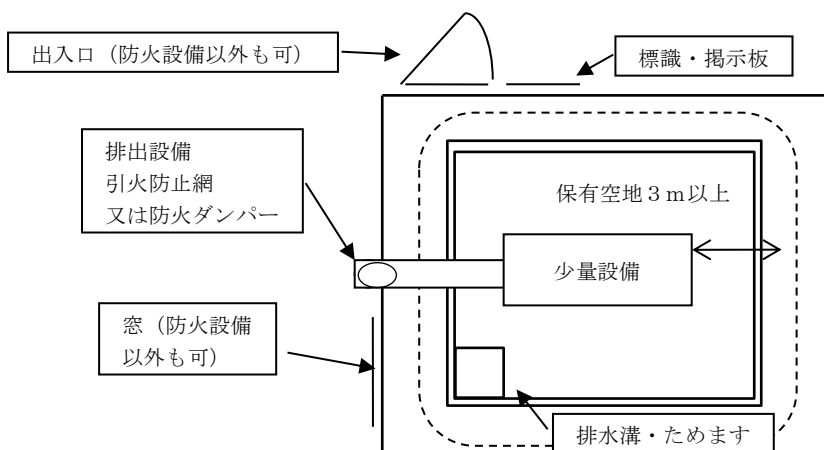
a 要件

危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅3メートル以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。

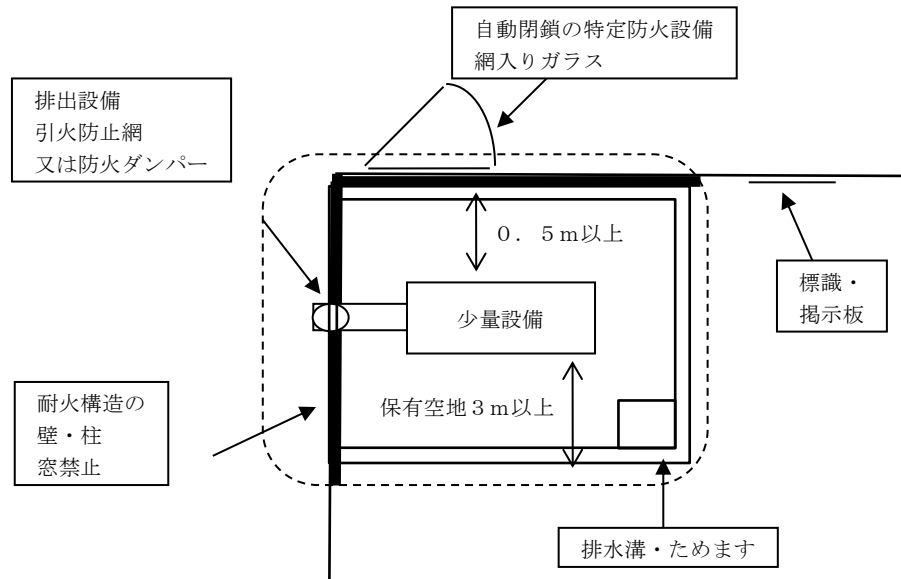
なお、この規定は設備での危険物の取り扱いに適用することができ、設備以外での危険物の取り扱いや危険物の貯蔵には適用することはできない。

b 設置例

(a) 空地进行を全周に確保する場合



(b) 空気を壁側に確保できない場合



イ 建物内の一部に設ける少量危険物貯蔵取扱所の隣接

(ア) 要件

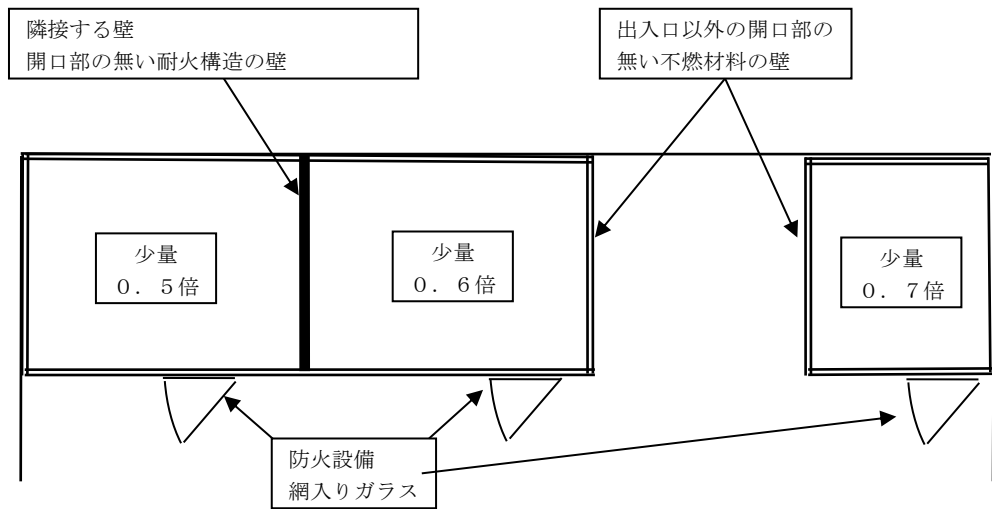
ア (ア) 不燃区画の少量危険物貯蔵取扱所が隣接する場合、隣接する部分の壁を開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

また、ア (イ) 設備空地の少量危険物貯蔵取扱所が隣接する場合、それぞれが3メートル以上の保有空地を確保すること。

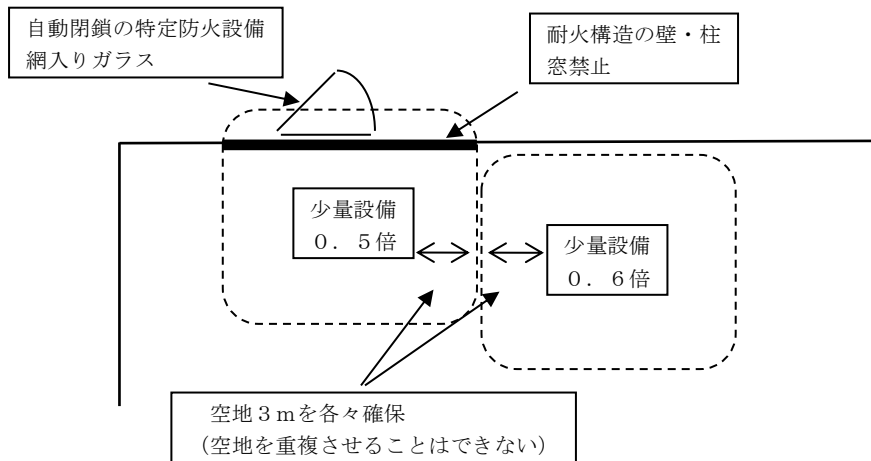
なお、少量危険物貯蔵取扱所の設置後、生産工程等の変更により、危険物を取り扱う設備の周囲の空地がとれなくなる場合が予想されるため、関係者と協議し、努めて許可施設としての製造所・一般取扱所として計画するよう指導すること。

(イ) 設置例

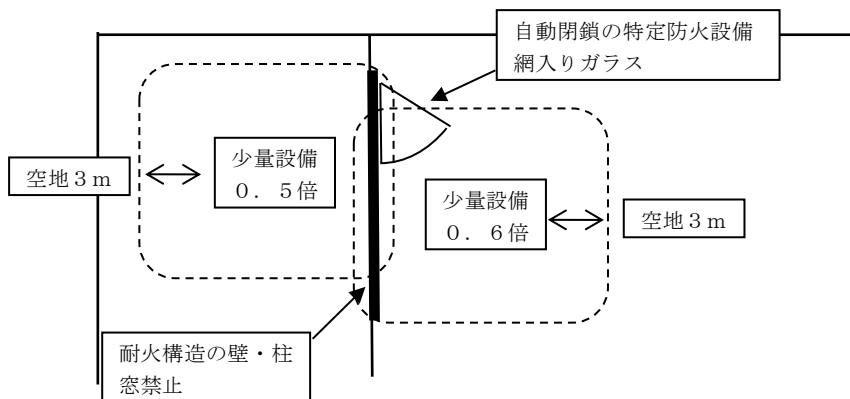
a ア (ア) 不燃区画の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



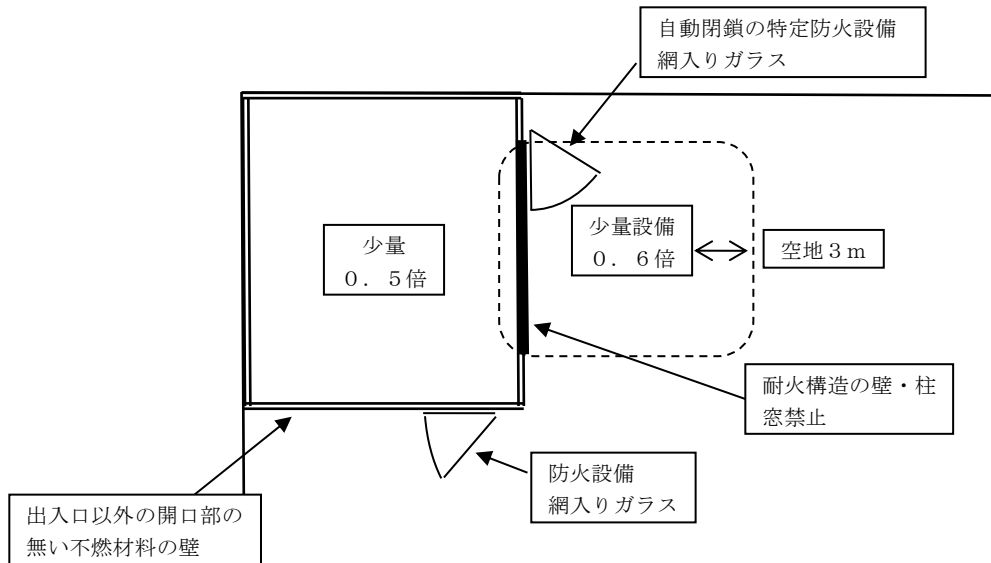
b ア (イ) 設備空地の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



c ア (イ) 設備空地の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



d ア（ア）不燃区画の少量危険物貯蔵取扱所とア（イ）設備空地の少量危険物貯蔵取扱所の隣接



(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（移動タンク及び地下タンクを除く。）

ア タンク本体

その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

イ 転倒・落下防止

地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

なお、転倒又は落下防止措置として、鉄筋コンクリート等で強固に造られた基礎に固定すること等がある。

ウ さび止め

外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。

エ 安全装置・通気管等

圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

なお、屋内タンクの通気管の先端は屋外にあること。◆

オ 引火防止

引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

なお、引火を防止するための措置には40メッシュの銅又はステンレスの引火防止網の設置等がある。

また、危険物の引火点が40度以上の場合についても引火を防止するための措置（引火防止網（危険物の引火点が70度未満の場合は40メッシュ、70度以上の場合は20メッシュ）その他の措置）を講ずること。◆

カ 液面計

見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

キ 注入口

注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

ク 開閉弁

タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

ケ 損傷防止

タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

コ 流出防止

液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

なお、危険物の流出を防止するための有効な措置には、防油堤やしきいの設置等がある。

(ア) 防油堤は次のとおりとする。◆

- a タンクの周囲にコンクリート、鋼板、コンクリートブロックで設けること。
- b タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。
- c 高さは0.2メートル以上であること。
- d 容量は、タンクの容量（1の防油堤に2以上のタンクがある場合は、容量が最大のタンクの容量）の全量を収納できるものであること。
- e 水抜口を設ける場合は、開閉弁付水抜口とすること。

(イ) タンク室出入口のしきいの高さは0.2メートル以上とすること。◆

サ 底板腐食防止

屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

なお、その措置には次のものがある。

(ア) 地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設すること。

(イ) 底板の外面にコールタールエナメル等の塗装をすること。

(6) 地下タンクの少量危険物貯蔵取扱所

ア タンク埋設

地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。

なお、タンク室は次のとおりとすること。◆

(ア) タンク室は厚さ0.2メートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。

(イ) タンク室内には乾燥砂をつめること。

イ ふた

自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

なお、ふたは厚さ0.2メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、タンクの頂部は、0.6メートル以上地盤面から下にあること。◆

ウ タンク固定

タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。

基礎は厚さ0.2メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、バンド及びボルトを用いてタンクを固定した後、ボルトにはさびどめ措置を行うこと。◆

エ タンク本体

タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

オ さび止め

外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

カ 安全装置・通気管等

圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

キ 引火防止

引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

なお、引火を防止するための措置には40メッシュの銅又はステンレスの引火防止網の設置等がある。

また、危険物の引火点が40度以上の場合についても引火を防止するための措置（引火防止網（危険物の引火点が70度未満の場合は40メッシュ、70度以上の場合には20メッシュ）その他の措置）を講ずること。◆

ク 注入口

注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

ケ 液面計・計量口

危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

コ 配管取付

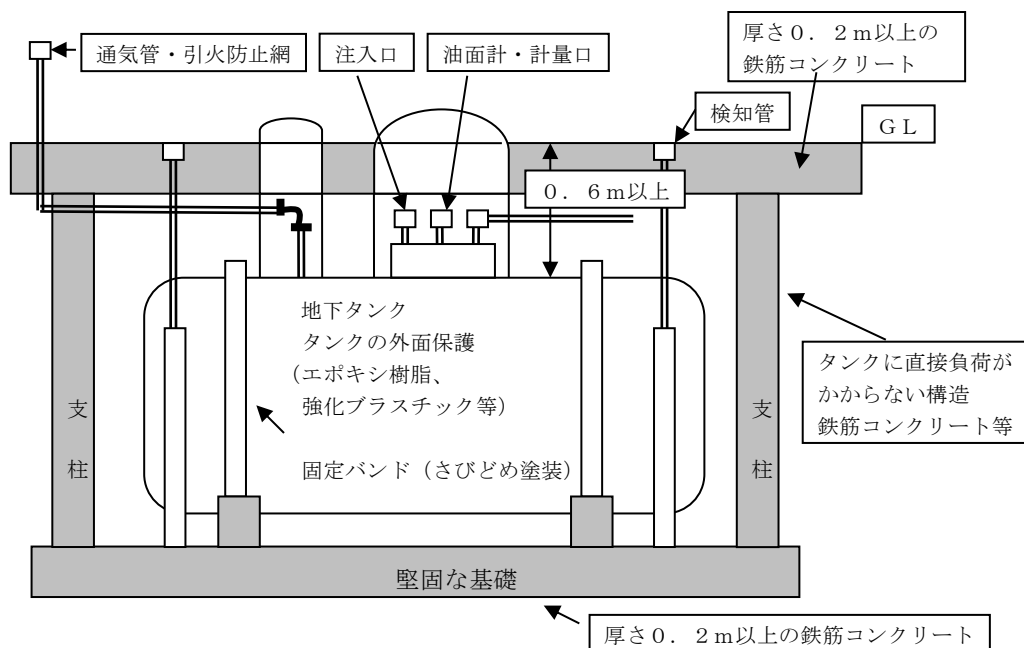
タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

サ 漏れ検知

タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

シ 設置例

タンク室省略型



(7) 移動タンクの少量危険物貯蔵取扱所

ア 常置場所

火災予防上安全な場所に常置すること。

火災予防上安全な場所とは、所有者等が必要な措置を講じることが可能であって、火気を使用する設備が付近に設けられてない屋外又は屋内の場所とする。◆

イ タンク本体

タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

ウ さび止め

外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

エ タンク固定

タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

なお、M12以上のダブルナットで4か所以上を固定すること。◆

オ 安全装置

常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

カ 間仕切板

タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

キ マンホール・安全装置・防波板

カの間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及びオに規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

ク マンホール・注入口のふた

マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

ケ 防護枠

マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

コ 非常閉鎖装置・損傷防止

タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。

なお、非常の場合に閉鎖することができる弁等及びその旨の表示は次のとおりとする。◆

(ア) レバーの色を赤色とすること。

(イ) レバーの直近に「緊急レバー手前に引く」と表示すること。

サ 配管

タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

シ 電気設備

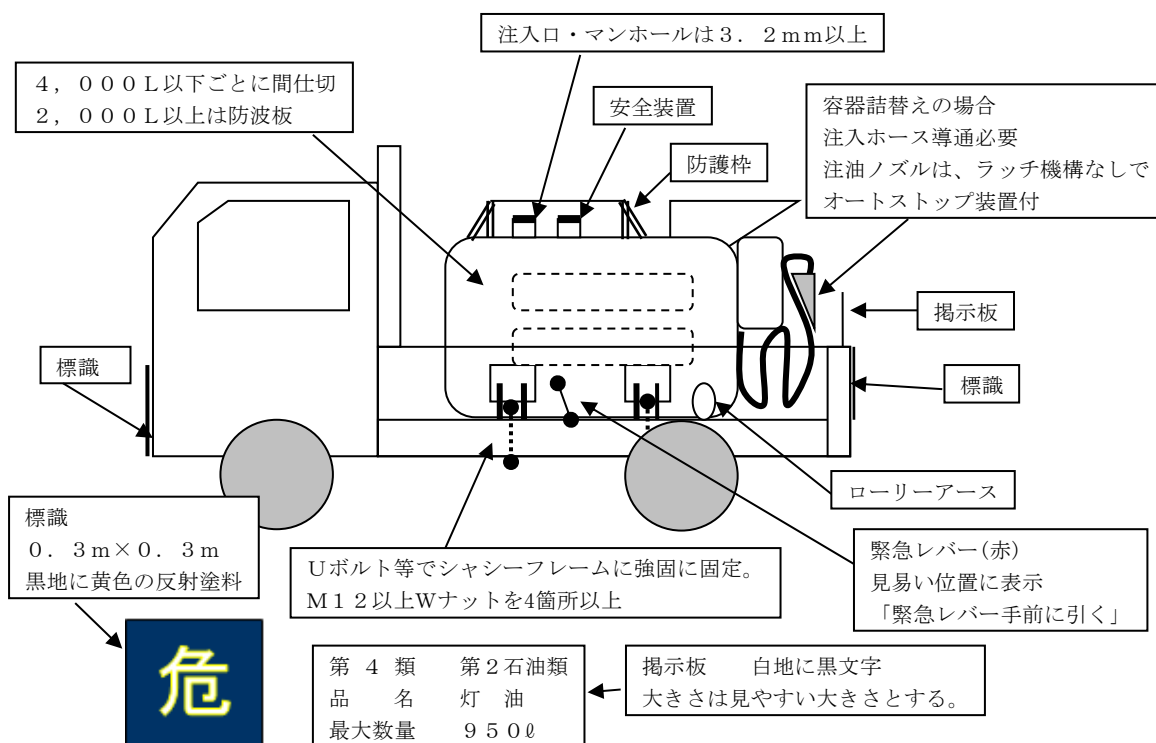
タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

ス 注入ノズル

注入ホースの先端部に注入ノズルを設ける場合は、開放状態で固定する機能のない手動開閉装置を備えたものであること。

また、注入ノズルは満量時に自動で注入が停止する構造であること。◆

セ 設置例



(8) リチウムイオン蓄電池の少量危険物貯蔵取扱所

リチウムイオン蓄電池の運用基準については、平成23年12月27日付け消防危第303号の「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」を参照し指導すること。

(9) その他

(1) から (8) までのほか、少量危険物貯蔵取扱所に係る基準については審査基準を参考とすること。◆